

伝統的工芸品産業支援のあり方について

北出 芳久

要約

伝統的工芸品の出荷額、事業者数等は長期的に減少傾向が続いており、今後の問題として伝産法の指定要件が実情に合わなくなるなど、制度と実態との乖離が進んでいくことが懸念される。一般に、国指定に比べてさらに小規模性が高く経営環境の厳しい都道府県指定品目に対しては、制度の枠を超えた有効な施策のあり方を考えていかなければ、地域のブランド資源を失うこととなり、その影響は広範囲に及ぶであろう。

目次

1. はじめに
2. 都道府県ごとの伝統的工芸品指定制度
3. 伝統的工芸品産業を振興することの意義
4. 大阪の伝統工芸品（府指定）
5. おわりに

1. はじめに

筆者は、前著「大阪の伝統的工芸品産業の現状と課題」において、大阪府の国指定伝統的工芸品7品目（大阪欄間、大阪唐木指物、堺打刃物、大阪仏壇、大阪浪華錫器、大阪泉州桐箆、大阪金剛簾）について、各産地のヒアリングによる現状把握と課題に向けての考察を試みたところである¹⁾。本稿では、他の都道府県の指定制度と対比しつつ、伝統的工芸品産業の振興に向けて都道府県の指定制度が共通して直面するであろう課題と、今後の施策の方向性について考察を深める。さらに、大阪府指定の「伝統工芸品」制度（19品目）のうち複数の事業者が存在する3品目について行った組合ヒアリング結果をもとに、それぞれの課題や取組みについて明らかにするものである。

2. 都道府県ごとの伝統的工芸品指定制度

わが国では、1974（昭和49）年に、伝統的工芸品

産業の振興に関する法律（以下、伝産法）が制定された。2013（平成25）年に最後まで空白だった北海道で初の指定が2品目実現し、全都道府県で伝統的工芸品が指定されたことになる。そして、2017（平成29）年1月26日に新たに3品目が指定され、全国で225品目の経済産業省指定伝統的工芸品が存在する。大阪府では7品目が指定されている。

なお、国の制度とは別に、ほとんどの都道府県では、知事指定による伝統的工芸品等の制度を持っている。各都道府県知事指定伝統的工芸品等の制度の要件と比較すると、次のような点が指摘される。

（国指定の要件）

国指定の要件は、下記の5点である。

- (1)主として日常生活に使われるもの
- (2)製造過程の主要部分が手作り
- (3)伝統的（100年以上）な技術または技法により製造
- (4)伝統的（100年以上）に使用されてきた原材料
- (5)一定の地域で産地（10社以上、従業員30人以上）を形成²⁾

（知事指定要件の国指定との主な相違点）

各都道府県のホームページ等（一部は直接連絡）で、制度の概要を確認したところ、下記の点が明らかとなった（表1参照）。

表 1 都道府県伝統的工芸品等指定制度

都道府県名	特記すべき要件（他県との相違点）	指定件数	名称	確認資料 1	確認資料 2	制定時期
1 北海道	制度なし					
2 青森	おおむね 50 年以上	31	青森県伝統工芸品	http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/kensan/DENTO.html		1996
3 岩手	制度なし					
4 宮城	50 年以上	18	県知事指定伝統的工芸品	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/dento-list.html	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/dento-seido.html	1982
5 秋田		4	県指定伝統的工芸品	http://common3.pref.akita.lg.jp/tesigoto/		1995
6 山形	100 年以上だが、必ずしも文献等証拠品が現存している必要はなく、相応の歴史が一般的に認められるもの。 地域をあげて振興に取り組んでいる工芸品として市町村が推薦する品目については、歴史が 100 年に満たない場合でも「山形県ふるさと工芸品」に含めるものとする。	70（国指定 5 品目含む）	山形県ふるさと工芸品	http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/10010/kogehin/kogeiin-fo-1.html		
7 福島		36	福島県伝統的工芸品	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031c/fukushimadentokougai.html		1996
8 茨城	概ね 100 年以上の歴史を有し、5 年以上県内で製造されているもので将来にわたり継続が見込まれること、郷土の風土、くらし及び資源等を題材又は素材とし、品格を備えたもの。	41（国指定 3 品目含む）	茨城県郷土工芸品	https://www.ibarakiguide.jp/panf/pdf/06.pdf	http://www.ibarakiken.or.jp/kejiban/data/pdf/h28_guidebook.pdf	1987
9 栃木	100 年以上前に発祥していること。また、本県が発祥地でないときは、同市町または、同産地組合等において 50 年以上継続していること。	57（国指定 2 品目含む）	栃木県伝統工芸品・伝統工芸用具	http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shokougouyou/dentokougai/craft.html		
10 群馬	30 年以上継続	53	群馬県ふるさと伝統工芸品	http://www.pref.gunma.jp/06/g1610029.html		1993
11 埼玉		30	埼玉県伝統的工芸品	http://www.sainokuni-kanko.jp/?page_id=32		1978
12 千葉	（伝統性に加えて）おおむね 10 年以上、県内で製造されているものであること	181	千葉県指定伝統的工芸品	https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/dentou/kougai/		1984
13 東京	都内において一定の数の者がその製造を行っていること。	40（国指定 15 品目含む）	東京都指定伝統工芸品	http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/dentokogei/japanese/gaiyo/index.html#gaiyo_p1_box		1981
14 神奈川	制度なし（参考：工芸品・加工食品・農林水産品等から県民の推薦で 100 品目を選定する「かながわの名産 100 選」）。		（参）かながわの名産 100 選	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300096/p25888.html		(1985・2006)
15 新潟	制度なし					
16 富山		6	県指定伝統工芸品	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00016682.html		
17 石川	他に「希少伝統的工芸品」あり。	6	県指定伝統的工芸品	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kensei/koho/kids/kodomo/dentou/main.html		
18 福井		22	福井県郷土工芸品	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/chisangi/dentokougai.html		
19 山梨	50 年以上の歴史	12（国指定 3 品目含む）	山梨県郷土工芸品	http://www.pref.yamanashi.jp/shouko/kogyo/densan/setsu.html		1994
20 長野	50 年以上、5 事業者以上	18	長野県伝統的工芸品	http://www.pref.nagano.lg.jp/mono/sangyo/shokogyo/seikatsu/kogehin.html		1982
21 岐阜	4. 製造技術又は技法が地域に継承されていること。5. 郷土の風土、暮らし及び資源等を題材又は素材とし、優れた技術又は技法により製造され、品格を備えていること。	45	岐阜県郷土工芸品	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/shoko-rodo/chikiisangyo/index.data/kyoudokougai.pdf	http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002815/1002816/1002821.html	1991
22 静岡		19	郷土工芸品	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-560/dentou_niran.html		
23 愛知	*昭和初期以前に発祥（概ね 80 年以上）し、今日まで継続していること。*ただし、昭和以前に発祥し、その後絶えた技術・技法を復興させた工芸品も対象とする。	51	郷土工芸品	http://www.pref.aichi.jp/sangyoshinko/densan/		
24 三重	産地規模が小さいことなどにより国の指定を受けることのできない工芸品	33	三重県指定伝統工芸品	http://www.pref.mie.lg.jp/CHISHI/HP/72503045146.htm		
25 滋賀	（再興も対象）	38	滋賀県伝統的工芸品	http://www.pref.shiga.lg.jp/kakuka/f/chushoukiyogou/kougai/kougai.html		1984
26 京都		31（国指定含む）	京もの指定工芸品（他に京もの技術活用用品）	http://www.the-brand-kyoto.jp/brand/governor-craft-goods.html.php		2005
27 大阪	100 年以上	19	大阪府伝統工芸品	http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/seizo/dentou-tiran.html		1985
28 兵庫		26	兵庫県伝統的工芸品	http://web.pref.hyogo.jp/ie07/ie07_00000016.html		1992
29 奈良		15	奈良県伝統的工芸品	http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG00000540.html	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1399	1994
30 和歌山		10（国指定 1 品目含む）	郷土工芸品	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/kougai/2013_kougai.html		1987

伝統的工芸品産業支援のあり方について

31	鳥取	技術や技法が昭和20年以前に確立、一定期間（おおむね5年以上）県内で製造	48	鳥取県郷土工芸品（民芸品）	http://www.pref.tottori.lg.jp/95607.htm	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/203857/141017dentoukougeihin.pdf	1985
32	島根	島根県内で製造されているもの	66	島根県ふるさと伝統工芸品	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/dentou_kougei/furusatokougei.html		1981
33	岡山	原則として100年以上の歴史を有し、今日まで継続	11	郷土伝統的工芸品	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-18015.html		1980
34	広島	明治時代以前に確立した伝統的な技術技法により製造されるものであること	9	広島県指定伝統的工芸品	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/dentoutekikougeihin/		1990
35	山口	制度なし					
36	徳島		14	徳島県伝統的特産品	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2006101900018/		2003
37	香川		37	香川県伝統的工芸品	http://www.pref.kagawa.jp/keiei/dentou/dentou.html		
38	愛媛		26	愛媛県伝統的特産品	http://www.pref.ehime.jp/h30200/documents/jigyougaiyou_1.pdf		1979
39	高知	50年以上	11	高知県伝統的特産品	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/2015042200057.html		
40	福岡	50年以上	31	福岡県知事指定特産工芸品・民芸品	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaiyou-dentoukougei.html	http://www.acros.or.jp/r_culture/img/kougei.pdf	1999
41	佐賀	明治期以前に確立、一定期間（20年）県内において製造、特定の地域で一定数以上の事業者の集積があること。	10 (別に食品3品目あり)	佐賀県指定伝統的地場産品	http://www.pref.saga.lg.jp/kij00325394/index.html	http://www.pref.saga.lg.jp/kij00325394/3_25394_17_20152512236.pdf	1993
42	長崎	一定の期間、県内において当該工芸品が製造されているものであること。	11	長崎県知事指定伝統的工芸品	https://www.pref.nagasaki.jp/bunruishi/sangyo/sangyoshien/furusato_sangyo/dentou_kougeihin/		1991
43	熊本	おおむね（継続して）30年以上の歴史	93	熊本県伝統的工芸品	http://www.pref.kumamoto.jp/common/Upload/FileOutput.ashx?c_id=3&id=6616&sub_id=1&flid=1&dan_id=1	http://kumamoto-kougeikan.jp/cn103/cn11/cn141/cn90/pg1228.html	1978
44	大分	制度なし					
45	宮崎	60年以上の歴史を有する伝統的技術または技法（指定事業所の要件は別途）	35	宮崎県伝統的工芸品	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/allmiyazaki/shigoto/shokogyo/index.html		1983
46	鹿児島	おおむね30年以上の歴史	33	鹿児島県伝統的工芸品	http://www1.g-reiki.net/pref.kagoshima/reiki_honbun/q701RG0000570.html	http://www.pref.kagoshima.jp/kids/sangyou/dentoukougei.html	1988
47	沖縄	概ね80年以上	26	伝統工芸製品	http://okinawacrafts.com/crafts.html	http://www.nga.gr.jp/pref_info/tembo/2013/04/post_2221.html	1973
(各都道府県にほぼ共通する要件)							
(1)主に日常生活の用に供されるものであること。							
(2)製造工程の主要部分が手工業的であること。							
(3)伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。							
(4)原材料が伝統的に使用されてきたものであること。							
注)要件内容の特徴がWEB上で確認できなかった府県は、特記すべき要件欄を空白とした。							
制定時期については、太字以外の都府県は確認できず、前川(2015).p39から引用。							

(最終アクセス:2017.2.16)

- ・産地形成についての要件がほぼない

ほとんどのところは、国指定要件の(5)にあたる事業者数等の産地形成に関する要件を課していない。例外的に、東京都は「都内において一定の数の者がその製造を行っていること」、長野県では「5事業者以上」、佐賀県では「特定の地域で、一定以上の事業者の集積があること」と規定している。

- ・年数基準が都道府県によって様々（概ね国よりも緩い）

「伝統的」の基準を国と同じ 100 年以上としているのは、Web 上で確認できる範囲では、山形県、茨城県、栃木県、大阪府、岡山県の 5 府県であり、「明治時代以前に確立した伝統的な技術技法」としているのが、広島県、佐賀県であった。それ以外は 30～80 年以上の間に散らばっている。また、年数基準が確認できない県もあり、非常に差が大きい。年数基準が比較的短い都道府県があることについては、以前に途絶えていた歴史ある工芸品を近年になって再興したといったケースでも認められるように、または機械化や人工的な原材料の使用に寛容といった配慮があるのではないかと考えられる。

- ・名称の違い

都道府県指定の名称は、国指定制度と同様に「伝統的工芸品」（宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）と呼ぶ場合と、「的」の字を入れずに「伝統工芸品」（青森県、栃木県、東京都、富山県、三重県、大阪府）と呼ぶ場合のほか、「伝統的手工芸品」（埼玉県）「ふるさと工芸品」（山形県）、ふるさと伝統工芸品（島根県）、「郷土工芸品」（茨城県、福井県、静岡県、愛知県）、「郷土伝統工芸品」（山梨県、和歌山県）、「京もの指定工芸品」（京都府）、「伝統的特産品」（愛媛県、高知県）、「郷土工芸品（民芸品）」（鳥取県）、「特産工芸品・民芸品」（福岡県）、「伝統的地場産品」（佐賀県）など、さまざまである。

鳥取県や福岡県では「民芸品」の文言を併記している点で、特徴がある。「民芸品」は、1926（大正 15）年に柳宗悦らによって提唱された生活文化運動である「民藝（民衆的工芸）」運動に由来する用語である。これは、美術品ではない日常生活道具の中に美が宿しているとするもので、伝産法における伝統

的工芸品の特質を端的に表す言葉として度々使われる「用の美」と同義であることや、日本各地の風土に育まれた「手仕事」に注目し、その大切さを訴える等、伝統的工芸品の概念規定に民芸運動が少なからぬ示唆を与えたことがうかがえる³⁾。

また、独自の指定制度を有しない県も存在する。その場合、地域特産品として農林水産物・加工食品等と併せて紹介したり、地域産業資源活用事業といった他の施策を組み合わせる振興を図る等、柔軟で意欲的な振興施策を展開する取組みもみられる。

都道府県による指定制度には、国の指定要件に満たない小規模産地等の伝統的工芸品に光をあて、また国指定の登竜門としての役割も考えられる。指定制度によらない伝統的工芸品の支援施策には、指定要件の制約を受けずに、他県産伝統的工芸品や現代の工業製品とのコラボレーションによる商品開発、観光・文化等異なるジャンルの地域資源との結びつき等、自由度の高い商品開発やプロモーションを積極的に後押しできる等のメリットが考えられる。ただ、施策の対象として他の地域特産品と併合されることにより、伝統的工芸品の存在感が薄まってしまうことは、一定やむを得ないと考えられる。

このように、都道府県単位の伝統的工芸品関連施策のあり方には、ばらつきがみられる。

3. 伝統的工芸品産業を振興することの意義

伝産法の目的として、「国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資する」（第 1 条）とある。現在においては、伝統的工芸品そのものが持つ地域経済への貢献の他に、たとえばプロ用包丁の圧倒的シェアを誇る堺打刃物がユネスコ無形文化遺産たる和食の文化を支えていること⁴⁾や、いわゆる匠の技に関して近代工業に応用する研究がなされつつあること⁵⁾、さらに、工房の見学や体験イベントといった、伝統的工芸品が持つ観光資源としての側面も、大きく評価されるべきであろう。

一方で、生活様式の変化や安価な工業製品の普及等で、伝統的工芸品の市場は縮小の一途をたどっていることは確かで、大阪もその例にもれない⁶⁾。そのような中では、伝統的工芸品産業の地域経済への数値上の貢献度は微々たるものとなり、当該産業の

振興に国や自治体に取り組むことにどれほどの意味があるのかとの厳しい見方を誘うかもしれない。しかし、一度伝統的工芸品産業が廃れてしまえば、その影響はものづくりの柱を超えて思いのほか大きく、地域ひいては我が国のシンボルや誇りの喪失につながる恐れもある⁷⁾。そこに伝統的工芸品産業を振興することの意義を見出すことができる。

4. 大阪の伝統工芸品（府指定）

大阪府が指定する伝統工芸品は、2016（平成 28）年 10 月 31 日付けで新規に「深江の菅細工」が加わった。また、同時に既指定の「浪華本染めゆかた」に加えて、同じ伝統的技術で作られる「浪華本染め手拭い」が追加指定され、「浪華本染めゆかた・浪華本染め手拭い」となった。その結果、府指定は 19 品目となった。そのうち、組合組織を有し比較的産地規模の大きい堺線香、浪華本染めゆかた・浪華本染め手拭い、和泉櫛の 3 品目についての産地ヒアリング結果を紹介する。

4.1 堺線香

堺は、国際貿易港として栄えた 15 世紀頃、沈香・白檀等の香類を扱う唐物問屋が多かった。現在の線香は 16 世紀に中国から堺にその製法が伝わったといわれている。

香の調合は一子相伝で伝えられ、長らく堺の中心街で作られてきたが、明治以降は線香づくりに気候風土が合った淡路島で製造されるようになった。その後、震災にも遭い、堺の線香業者は大打撃を受けた。現在、堺線香工業協同組合の組合員 7 社の他、員外企業数社がある。

業界全体としての売上規模は現在およそ 280 億円とみられ、そのうち大阪府内事業者で 48 億円程度を占める。

現在、組合では若手を中心としたメンバーが支え合い、各社が 2 年交代で代表理事を務めてきた。誰かに頼るのではなく、自分たちでできることをやろうという起業家精神を再発揮し、堺伝統産業会館等での体験イベント、商店街と連携してのハロウィンパーティ、地元の工科高校や短期大学との産学連携事業等に力を入れている。また、2013（平成 25）年には地域団体商標を登録し、統一パッケージで 6 種

類の線香を販売し、順調に販売実績を伸ばすなど、組合事業の売上規模は現在の組合員企業での組織体制に移行する 10 年前に比べて右肩上がりに伸びている。

輸出は、香りの嗜好が日本とは全く異なるため、日系人を対象としたごく限られた範囲でしか行われていない。

原材料の沈香や白檀は、特に高品質なものの入手難が続き、価格も高騰している状態である。最近ではハーブ系の香りが好まれる等、嗜好の変化もあるが、線香業者が代々守ってきた調合帳の延長線上に現代の商品があることに、伝統工芸としての価値があると考えている。

[ヒアリング日時：2016(平成 28)年 11 月 21 日
面談者：堺線香工業協同組合代表理事 奥野浩史氏]

4.2 浪華本染めゆかた・浪華本染め手拭い

大阪の綿作の歴史は古く、泉州では江戸初期には既に綿作が行われていた。それに伴い、綿織業及び晒や染めの産業も発展してきた。

産地組合である協同組合オリセンは、堺市 18、柏原市 5 の計 23 事業者で組織される。木綿の生地を晒して汚れや脂分を取り除く「和晒」と、晒し木綿の上に型を固定、防染糊を引いたものを数十枚折り重ねて染料を注ぎ込んで、一気に染め上げる「注染」という伝統技法がある。注染は裏表両面が同じように染まり、ボカシ染めができるなど、プリントにはない特徴がある。この他、当業界には加工後の生地を検品・包装する「整理」と呼ばれる部門があり、分業化されている。

和晒の事業者は全国に 11 しかなく、そのうちの 7 事業者が堺市にあり、全国のシェアは 90%にのぼるとみられる。また注染は東京・浜松・大阪が 3 大産地であるが、堺市に 5（うち 1 社は和晒を兼業）、柏原市に 5 事業者があり、手拭いでは大阪が全国の 50%以上のシェアを占めているとみられる。注染の中でも、「板場」と呼ばれる工程は重労働で、後継者の確保が困難を伴うため、かつて機械化が試みられたが、型によって糊の厚さを微調整するといった、熟練を要する作業は機械では読み取れないことから、実現しなかった。また、注染ではクライアントの要求どおりの色を 50 種程度の染料を駆使してスピー

ディに出せることが求められ、この色出しが最も熟練を要する技能である。

この他、ロール捺染（プリントの一種）でも大阪は高い技術（特に多色、裏通し染色）を有する。元は欧州で 600 年の歴史を有する技法で、19 世紀イギリスで機械化された。刃研ぎや色合せ等、人の手によるところが大きい点で、伝統工芸的な要素を色濃く有する。しかし、海外製品との価格競争は激しい。

全国と同業者が急速に数を減らす中で、大阪の和晒が生き残ってきた要因としては、大阪に綿作・綿織業の長い歴史があったことと、近年大阪の事業者が家電メーカーの元技術者の経歴を生かし、いち早くコンピューター制御の和晒釜を取り入れ、産地内の他社にも広めたことがあげられる。

ゆかたについては、1964(昭和 39)年頃には全国で 1000 万反を数えたが、中国からの輸入品の影響を大きく受け、現在では 10 万反強、そのうち大阪では 4 割程度を占めるとみられ、特殊技術を持つ限られた事業者のみが製造する状況にある。代わって、手拭いの製造・販売が伸びてきている。

近年は伝統的な注ぎ染めの技法を用いた手拭いやガーゼマフラー、日傘(「大阪製ブランド」認証商品)等をブランド展開する動きが活発である。デザイナーは、染色の際の生地縮み具合や脱色しながら 2 度・3 度と染める技術(「細川」と呼ばれる)等、注染の特徴を熟知していなければ務まらない。

組合では、「注ぎ染め」と「堺一心染」の 2 商標を有している。また、有名女優のポスターを作成するなど、歴史的に様々な PR 事業に取り組んできている。事業者の中にも、独自ブランドや 3 社共同ブランドを展開する例がみられる。なお、組合では、若い人に本染めゆかた・手拭いを知ってもらう機会として、東京オリンピックが PR の好機と捉えている。

今後の伝統産業施策のあり方としては、機械生産であっても人的な作業要素が決め手となる分野や、年々調達が困難になる専用の道具作りを含めた支援施策の検討を求めたいと考えている。

[ヒアリング日時：2016(平成 28)年 11 月 16 日
面談者：協同組合オリセン事務局長・専務理事 福田耕一郎氏、同月 24 日 面談者：理事長 小松隆雄氏]

4.3 和泉櫛

和泉櫛は、大阪府南部の貝塚市を中心に産地があり、その本拠地であった同市内の地名「近木(こぎ)」から、近木櫛とも呼ばれた。その歴史は 6 世紀に遡ると言い伝えられ、日本最古と考えられている。

和泉櫛の主な原材料は、高級品には薩摩ツゲ、普及品にはタイ産のアカネ科の材(シャム材)が用いられる。薩摩ツゲは材質が緻密で美しく、堅い上に粘りもあり、櫛にすると髪への通りがよく歯が欠けにくいといった特徴を有するが、櫛の材料に適した太さに育つまでに 80 年かかるということもあって、確保が困難な状況である。タイ産材はツゲとは樹種を異にし、薩摩ツゲには及ばないにしても、材質は緻密で一見するとツゲと似ており、太く育つため優良な材料としてよく用いられてきた。ただし、これも原産地では厳しい輸出規制があつて、以前から原材料の供給は不安定であつたが、現在輸入の途絶えた状態が続いている。そのため、当産地では薩摩ツゲの原材料割合が著しく高くなっている。

和泉櫛の事業者は現在 6 軒(員外を含めても 7 軒)で、昭和 42~3 年頃のピーク時(33 軒)からかなり減少している。事業者の高齢化による廃業のほか、十分な原材料を確保できていなかった事業者にとつては、原材料の入手難も廃業の原因となっている。組合員の平均年齢は 60 歳で、うち 2 軒は 40 歳代で、後継者へのバトンタッチがなされた。

流通は長らく問屋及び京都や東京の有名小売店に依存し、和装のプロなど品質志向が強い顧客を対象としてきたが、和泉櫛の名を知られる機会は少なかった。しかし一部では、全国の百貨店催事に出展し、消費者に直接販売する事業者もある。催事のスケジュールは一定しており、固定客の比率が高い。

業界の課題としては、特に製品として輸入されているものには品質に問題があるものがあり、原材料の表示がかなり杜撰な場合も多いことである。当産地では、櫛の厚み・削り方のバランス等に注意を払って、まちがいのないものを作っている。

[ヒアリング日時：2016(平成 28)年 12 月 1 日
面談者：泉州木櫛商栄組合組合長 西川健治氏、副組合長 西出長仕氏、事務局 木岡宣博氏]

このほかの品目では、堺手織緞通が特徴的で、明治中期に海外に輸出される等の隆盛を経て、一時は存続が危ぶまれるほどに衰退したが、現在は堺式手織緞通技術保存協会が技術の伝承を担う一方で、大阪刑務所の職業訓練としても取り入れられている⁸⁾。また、国・府指定の伝統的工芸品で唯一、大阪府無形民俗文化財に指定されている（このほか、大阪市無形文化財に深江の菅細工が指定されている）。

その他、蜻蛉玉やなにわ竹工芸品等の品目は各地の百貨店の手作り催事に継続的に出展するなど、一定の固定客を確保している。しかしその一方で、後継者が未定で存続が危惧される品目もある。

5. おわりに

5.1 今後の指定要件

指定要件の問題点について、前川(2015)は、「かつては日用品であったものが、現在では美術品に位置付けられる」、「(伝統的な技法や原材料について)100年以上とする根拠と有効性が不明瞭」、「特定の地域において産地を形成しなければならない意味とは何なのか、むしろ産地形成のために支援が必要になるのではないか」と指摘している⁹⁾。

特に一つめの指摘は、外山(2004)でも指摘されているところであるが、伝統的工芸品が現在抱える問題を端的に示すものである¹⁰⁾。美術品化してしまう要因としては、日常生活様式との乖離が進んだこと、工業製品による代替が進んだこと、原材料自体に希少価値があること、手づくりゆえに高価格となること等があげられる。しかし、もともと伝統的工芸品には、「一生あるいは年に数回の行事」で用いられるものや、人形・置物も日常生活の用に供されていると解釈され、しかも必ずしも安価で入手が容易であることを意味しないともいわれており¹¹⁾、美術品との境目があいまいなところがある。優れた作り手・優れた商品は当該産地のブランド力を高める側面があるが、ますます伝統的工芸品が日常生活から遠いものになってしまうことは、本来のあり方ではない。

また、伝統的とされる年数基準については、今を生きるほぼ全ての年代層（概ね3代）にわたってその存在が知られ、使用経験を共有できる年数がひとつの目安となるのではないかと、いわゆる「老舗企業」

の年数基準として多くの文献で用いられていることもあり、区切りのよい100年以上としても大きな違和感はないと思われる。ただし、継続して100年以上である必要があるかどうかは、検討の余地があるろう。

次に、産地形成については、市場規模の縮小や、製造拠点が県外に移転するに伴い事業者・従事者が減少するケースもみられることから、実態に合わせて規模的要件を一定緩和することも検討の余地はあるろう。しかし、伝統的工芸品が地域の歴史文化や気候を背景として育まれてきた「地域資源」であり、集積の外部経済による効果を考えれば、一定の地域において産地を形成していること、という要件自体には合理性がある。産地形成支援としては、住宅地域内といった立地上、火を使ったり音・匂いが出る工房を続けることが難しくなった場合の移転先を一定のエリア内で確保するといったことも、重要課題である。ただ、工房のある町並み・景観は、それそのものが地域（観光）資源でもあり、地域住民との共存が望ましいところでもある。

なお、指定要件を満たさなくなった場合でも、必ずしもその事実が判明すると同時に指定を解除されるわけではないが、たとえ唯一の事業者が廃絶する事態が生じた場合でも、一定期間解除を猶予し、さらに（本来は現実の問題となる以前から）存続の方途を模索する、文化財保護施策の対象に切り替える等といった対策期間が必要と感じられる¹²⁾。

その一方で、新たな品目指定もあり得る。指定品目だけが全てではなく、指定外にも多くの伝統的工芸品が存在するからである。いずれも市場をとりまく環境は、厳しいものがあるが、今から100年前の1917年といえば、大正5年にあたる。であれば、これまでの「伝統的工芸品＝和様式」のイメージを打ち破るような新たな品目が仲間入りするかもしれない¹³⁾。また、過去に途絶してしまった品目の再興についても、検討に値しよう。このほか指定に当たって大切な視点として、事業として成り立つだけの実績と将来性がなければならないが、それをどこまで求めるかという問題もあるろう。

5.2 総合的な支援策の必要性

これまで見てきた限りでは、現行の補助金を中心

とした伝統的工芸品産業の振興策単独では、産地の支援に限りがある。まして、伝産法の支援対象から外れる都道府県指定品目等について、各自治体単独での特に補助金を伴う事業は、財政状況の厳しい今日にあって、実施には困難を伴うことは明らかである。そこで、農林水産業や観光・町並み保存を含めた他の産業支援、まちづくり、文化支援の施策を融合し、総合的な対策を講じ、地域ブランドを構築する方向での取組みが必要となるであろう¹⁴⁾。

伝統的工芸品産地向きの国の制度としては、海外販路開拓支援策として JAPAN ブランド育成支援事

ド・平成 20 年度) 以外は見あたらない。そもそも海外に販路を求めやすい伝統的工芸品は限られている。また、事業の採択にあたっては一定の経済効果が期待できなければならず、規模の小さい多くの産地にとって、これは容易なことではない。

一方、2006 (平成 18) 年に発足した地域団体商標制度は、表 2 に示すとおり、大阪の国・府指定品目のうち 5 品目 6 商標が登録されている。堺線香工業組合のように、これを活用し、組合統一ブランドの販売に取り組み例もみられた。

大阪府では、2012 (平成 24) 年度より工業製品を

表 2 大阪の伝統的工芸品指定品目一覧

No	国指定	指定時期	地域団体商標	地域ブランド認証等	組織形態
1	大阪欄間	1975 (昭和 50)	2006 (平成 18) 「大阪欄間」		組合
2	大阪唐木指物	1977 (昭和 52)			組合
3	堺打刃物	1982 (昭和 57)	2009 (平成 19) 「堺刃物」・「堺打刃物」	大阪製・堺技衆	組合
4	大阪仏壇	1982 (昭和 57)	2009 (平成 19) 「大阪仏壇」		組合
5	大阪浪華錫器	1983 (昭和 58)			組合
6	大阪泉州桐箆筒	1989 (平成 1)	2009 (平成 19) 「大阪泉州桐箆筒」		組合
7	大阪金剛簾	1996 (平成 8)			組合
No	府指定	指定時期	地域団体商標	地域ブランド認証等	組織形態
1	大阪欄間彫刻	1985 (昭和 60)			組合
2	浪華本染めゆかた ・浪華本染め手拭い	ゆかた 1985 (昭和 60) 手拭い 2016 (平成 28)		大阪製・堺技衆	組合
3	大阪唐木銘木仏壇	1985 (昭和 60)	2009 (平成 19) 「大阪仏壇」(再掲)		組合
4	漆刷毛	1985 (昭和 60)			
5	なにわ竹工芸品	1985 (昭和 60)			組合
6	なにわ刷毛	1986 (昭和 61)			組合
7	なにわベッ甲	1986 (昭和 61)			
8	堺線香	1986 (昭和 61)	2013 (平成 25) 「堺線香」	堺技衆	組合
9	大阪三味線	1986 (昭和 61)			組合
10	堺手織緞通	1986 (昭和 61)			保存会
11	堺五月鯉幟	1986 (昭和 61)		堺技衆	
12	なにわ銅器	1987 (昭和 62)			組合
13	和泉櫛	1987 (昭和 62)			組合
14	蜻蛉玉	1987 (昭和 62)			
15	大阪銅器	1990 (平成 2)			
16	大阪塗仏壇	1990 (平成 2)	2009 (平成 19) 「大阪仏壇」(再掲)		組合
17	大阪張り子	1994 (平成 6)			
18	和泉蜻蛉玉	2002 (平成 14)			
19	深江の菅細工	2016 (平成 28)			保存会

業、地域産業資源を活用した製品・サービスの開発・市場化を行う際の支援策である地域産業資源活用事業がある。しかし、大阪府の伝統的工芸品が直接関係した認定・採択実績は堺の刃物 (JAPAN ブラン

対象とした「大阪製」ブランド認証制度がある。これには新製品部門、デザイナー等との連携に関する部門と並んで、伝統的工芸品・地場産業を対象にした部門が設けられている。プロモーションにあつ

ては、伝統的工芸品と「大阪製」ブランドに加えて、農林水産製品（「大阪産（もん）」ブランド）と共同でイベントを行うケースも増えてきた。「大阪製ブランド」は制度発足以来の年数はまだ浅いが、認証実績は5年間で55件となった¹⁵⁾。

5.3 事業者の意識を奮い起こす施策のあり方

伝統的工芸品産業の根本問題は、先にも述べたとおり、現代の日常生活からどんどん乖離してしまっている伝統的工芸品を、いかにして呼び戻すかであろう。「手作りなのだから、原材料が希少だから、国産だから値段が高いのは当たり前、伝統なのだから、昔ながらの姿形を変えない」、それは一面では間違っていないのだが、一般消費者に受け入れられなければ、無意味と言わざるを得ない。「値ごろ感」を意識し、まず使ってもらうことを目的とした、ビギナー向けの商品開発を行い、より本格的な商品の購買へとつなげていくような段階的な需要喚起の取組みも必要であろう。さらには、伝統工芸の範疇から飛び出し、切削、彫刻、研磨、染色等の要素技術を生かした新たな製品開発・用途開発・先端技術への応用にも取り組むことが、技術の保存の上でも重要である。

国・都道府県の指定を受けると、その要件の範囲内でのものづくりを意識するあまり、現代のライフスタイルに合った商品開発や、産地間・異業種間のコラボレーションをしづらくする（自由度が制限される）といった側面も否定できない。守るべき部分は守りながら、新たな挑戦を続ける産地事業者に希望と勇気を与えるような支援のあり方が求められている¹⁶⁾。今回の3つのヒアリング結果から、都道府県指定にあっても、国指定と同様、原材料、道具調達から流通を含めた実情把握と総合的な支援の必要性が感じられた。

たとえば、和泉櫛では、まず原材料の栽培地と、原材料を同じくする関係業界（印判・将棋駒業界等）が連携し、安定した資源確保と関連産業の振興をめざす一体的な仕組みづくりが考えられる。浪華本染めゆかた・手拭いでは、機械化によって伝統工芸の範疇から外れるものであっても、熟練やノウハウが重要な役割を果たしている場合、伝統的工芸品に準ずる位置づけを与えるといった方策も検討の余地が

ある。また堺線香では、若手が組合活動のイニシアチブを握り、産学連携や地元商店街との共同事業など、新たな連携先との事業拡大が定着しつつある。こうした、地域とのつながりを促進するための施策の枠組みも展開されるべきであり、その際には市町村の参画も重要である。

支援策の難しいところは、各産地間で意識や取り組み方に差があり、一律的な支援では一方では物足りないと感じ、また一方ではついていけないと感じるようになってきていることである。今後は、産地ごとの実情に合わせた支援のあり方を模索しつつ、自立的な取組みを促す啓発にも一層力を入れる必要が高まってくるように思われる。

今後は伝統的工芸品産業に考察の範囲を限定せず、農林水産・鉱工業・観光を含めた地域ブランド資源の活用という観点から他府県の先進事例の研究等を重ね、当該産業振興のあり方について考察を深めていきたい。

【付記】

府指定3産地（堺線香、浪華本染めゆかた・浪華本染め手拭い、和泉櫛）のヒアリングに当たっては、各組合役員及び事務局の皆様にご多大なご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

【注】

- 1) 北出(2013),pp51-64
- 2) 伝統的工芸品産業振興協会HP
- 3) ただし、柳の民芸論及び民芸運動が辿ってきた経緯には、様々な矛盾や限界が指摘されており、伝統的工芸品の今日的課題に通じる点が多い。出川(1997)参照。
- 4) 和食ブームを受け、海外特にアメリカから堺打刃物産地に多くの注文が寄せられている。
- 5) 京都工芸繊維大学伝統みらい教育研究センターの取組などがこれにあたる。
- 6) 北出(2013),pp52-54
- 7) たとえば、地域の祭礼や伝統芸能を支える伝統工芸技術の継承が一部分でも途絶えると、地域の文化・観光資源の維持に大きな影響を与える。
- 8) 堺市HP
- 9) 前川(2015),p33 なお、当該論文では、伝統的工芸品に関する自治体の条例化の有無等や支援内容について詳細に検討している。
- 10) 外山(2004),pp21-37
- 11) 東北経済産業局HP

12) 伝統的工芸品は一部の機械工程の導入や代替原材料が認められているため、文化財保護の基準と合わない部分もあるが、保存会等の自主的な運動に対する支援を含め、切れ目のない対策が必要である。

13) 2015(平成 27)年 6 月に国指定された「東京アンチモニー工芸品」は、明治初期に技術が確立したとされるが、洋風の装飾品、賞杯、置物等が製造されており、新時代の指定伝統的工芸品の到来が感じられる。

14) 大阪産業経済リサーチセンター(2016)参照。伝統産業の観光資源との結合、学校教育・町並みや建物との調和を図る発想は、筆者の確認した範囲では下平尾(1985),p508 に既に見ることができる。

15) 府外では、東京都墨田区の「すみだ地域ブランド戦略」が、地域ブランド認証制度と産業観光で伝統工芸はじめ地場産業のブランド化への取組みを 2009 年から始めており、内外に販路を拡大する総合的な取組みで注目され特筆に値する。

16) 最近では、産地外の事業者等が伝統的工芸品産業を後押しする動きがみられる。たとえば、奈良晒商として 1716 年に創業した㈱中川政七商店による、日本の工芸を元気にする取組みである「業界特化型経営コンサルティング」事業や、流通サポート「大日本市」事業があげられる。

〈参考文献〉

出川直樹(1997),『人間復興の工芸』平凡社ライブラリー

大阪産業経済リサーチセンター(2016),「人口減少社会における地域ブランド戦略」(大阪府資料 2015-3)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00191429/2015-3%20chiikibrand-fulltext.pdf>

北出芳久(2013),「大阪の伝統的工芸品産業の現状と課題」『産開研論集』第 25 号,大阪産業経済リサーチセンター

京都工芸繊維大学伝統みらい教育研究センター編(2016),『匠の技の科学 材料編』日刊工業新聞社
 下平尾勲(1985),『現代地場産業論』新評論

外山 徹(2004),「生きた文化財・伝統的工芸品の継承に関する現状と課題」『明治大学博物館研究報告』第 9 号

https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/3986/1/hakubutsukanenkyu_9_21.pdf

前川洋平(2015),「伝統工芸品産業に対する社会的支援に関する研究」(東京農業大学博士論文)

https://nodai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&

[active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=96&item_no=1&page_id=28&block_id=60](http://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/mu-kei.html)

柳 宗悦(1984),『民藝四十年』岩波文庫

山田幸三(2013),『伝統産地の経営学』有斐閣

大阪府HP 府指定の文化財一覧

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/mu-kei.html> (2016.10.27)

経済産業省ニュースリリース (平成 27 年 6 月 18 日発表)

<http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150618001/20150618001.pdf> (2016.10.20)

経済産業省ニュースリリース (平成 29 年 1 月 26 日発表)

<http://www.meti.go.jp/press/2016/01/20170126001/20170126001.html> (2017.1.30)

堺市HP

<http://www.city.sakai.lg.jp/kanko/rekishi/bunkazai/bunkazai/shokai/bunya/minzoku/teoridantsu.html> (2016.10.25)

すみだ地域ブランド戦略 HP

<http://sumida-brand.jp/>

伝統的工芸品産業振興協会 HP

<http://kougeihin.jp/association/about/> (2016.10.10)

東北経済産業局HP

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/densan-ver3/html/pdf/1_1.pdf

(2016.10.28)